

処理年月日	常務理事	事務長	課長	担当者
年 月 日				

遺族給付金（一時金）裁定請求書 （兼未支給の給付金請求書）

東京実業企業年金基金 御中

請求日 6年 5月 8日

死亡された受給権者	①氏名（フリガナ） トウジツ タロウ 東実 太郎	②加入者番号 123	③受給権者番号 456	④性別 男 女	⑤生年月日 昭和 平成 28年 4月 1日
	⑥死亡年月日 平成29年4月20日				
	⑦氏名（フリガナ） トウジツ ハナコ 東実 花子	⑧印鑑 印	⑨性別 男 女	⑩生年月日 大正 昭和 平成 30年 9月 20日	⑪続柄 妻
請求者	⑫（フリガナ） 住所 郵便番号 103-0004	トウキョウトチュウオウクヒガシニホンバシ 東京都中央区東日本橋 3-10-4 TEL 03(5695)3511			
	⑬受領方法の指定 とうじつ 銀行・信金 信組・農協 東日本橋 支店 普通・当座 口座番号 123456				
⑭ 受給権者の死亡当時、次に該当する人がいましたか					
配偶者	子	父母	孫	祖父母	兄弟姉妹
いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない	いる・いない
⑮ 添付書類	1. 受給権者死亡届（年金受給中の場合） 2. 年金証書（年金受給中の場合） 3. 加入者証 4. 死亡された給付対象者の死亡の事実を明らかにできることができる書類 5. 死亡された給付対象者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市区町村長の証明書または戸籍の抄本（請求者が婚姻の届出をしていないが、死亡された加入者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情であったときは、その事実を証する書類）、その他当該事実を証する書類 6. 請求者が死亡された給付対象者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹以外に該当する者である場合にあっては、請求者が死亡した給付対象者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたことを証する書類				

上記⑮の6の書類で生計同一であったことが証明できない場合に、その者と生計を同じくしていたことの証明を下記証明欄に民生委員、町内会長、事業主、社会保険委員または家主などの第三者から受けてください。

生計同一証明

上記の請求者は、受給権者の死亡当時、その者と生計を同じくしていたことを 証明する・申し立てる。

6年 5月 1日

住所 東京都中央区東日本橋3-10-4
証明者 職名・氏名 東実 花子



- (ご注意)
- 給付金を受けとることができる方の範囲並びに順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、死亡した者の死亡の当時主としてその収入によって生計を維持していたその他の親族となります。自分より先順位者がある場合は、これらの給付を受けることができません。
 - 同順位が2名以上あるときは、1名が代表して請求を行ってください。その1名が行った請求は、他の同順位者全員ののための給付額全額について行われたものとみなされます。またその1名に対する支給は、全員に対して行われたものとみなされます。